明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

○

▷

○

○農林水産省令第六十二号

漁港水面施設運営権登録令（令和五年政令第三百二十八号）の規定に基づき、漁港水面施設運営権登録令施行規則を次のように定める。

令和五年十二月二十八日

農林水産大臣　坂本　哲志

漁港水面施設運営権登録令施行規則

目次

第一章　総則（第一条―第三条）
第二章　登録記録等
　第一節　登録記録（第四条―第八条）
　第二節　登録に関する帳簿（第九条―第十四条）
　第三節　雑則（第十五条）
第三章　登録手続
　第一節　申請書記載事項及び添付書面（第十六条―第二十二条）
　第二節　登録申請の手続
　　第一款　申請（第二十三条―第二十九条）
　　第二款　受付等（第三十条―第三十四条）
　　第三款　登録済証（第三十五条）
　　第四款　登録名義人が登録済証を提出しなければならない登録（第三十六条）
　　第五款　登録済証の提出がない場合の手続（第三十七条・第三十八条）
　　第六款　漁港水面施設運営権水域図（第三十九条・第四十条）
　　第七款　登録すべきものでないとき（第四十一条）
　第三節　表題部の登録事項（第四十二条―第四十七条）
　第四節　権利部の登録事項
　　第一款　通則（第四十八条―第五十八条）
　　第二款　抵当権に関する登録（第五十九条―第六十七条）
　　第三款　信託に関する登録（第六十八条・第六十九条）
　　第四款　仮登録（第七十条―第七十二条）
　第五節　雑則（第七十三条―第七十七条）
第四章　登録事項の証明等（第七十八条―第八十四条）
附則

第一章　総則

（定義）

第一条　この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　添付書面　登録の申請をする場合において、漁港水面施設運営権登録令（以下「令」という。）第十七条本文若しくは第二十四条の規定、第三章の規定又はその他の法令の規定によりその申請書と併せて農林水産大臣に提出しなければならないものとされている書面をいう。

二　嘱託書　令第十二条第一項に規定する登録の嘱託において、同条第二項において準用する令第十三条の規定により嘱託者が農林水産大臣に提出しなければならない書面をいう。

三　順位事項　第四十九条第一項の規定により権利部に記録される番号（以下「順位番号」という。）及び同条第二項の規定により権利部に記録される符号をいう。

四　漁港水面施設運営権水域図　漁港水面施設運営権の水域を示す図面をいう。

五　申請書　申請書記載事項を記載した書面をいう。

六　漁港水面施設運営権番号　第四十三条の規定により表題部に記録される番号、記号その他の符号をいう。

（登録の前後）

第二条　登録の前後は、登録記録の同一の区（第四条第二項の甲区又は乙区をいう。以下同じ。）にした登録相互間については順位番号、別の区にした登録相互間については受付番号による。

（付記登録）

第三条　次に掲げる登録は、付記登録によってするものとする。

一　登録名義人の氏名若しくは名称又は住所についての変更の登録又は更正の登録

二　次に掲げる登録その他の令第二十九条に規定する場合における権利部の登録事項についての変更の登録又は更正の登録

イ　債権の分割による抵当権の変更の登録

ロ　民法（明治二十九年法律第八十九号）第三百九十八条の八第一項又は第二項の合意の登録

ハ　民法第三百九十八条の十二第二項に規定する根抵当権を分割して譲り渡す場合においてする極度額の減額による変更の登録

ニ　民法第三百九十八条の十四第一項ただし書の定めの登録

三　登録事項の一部が抹消されている場合においてする抹消された登録の回復

四　抵当権を目的とする権利に関する登録（処分の制限の登録を含む。）

五　抵当権の移転の登録

六　登録の目的である漁港水面施設運営権等の消滅に関する定めの登録

七　民法第三百九十三条の規定による代位の登録

八　買戻しの特約の登録

第二章　登録記録等

第一節　登録記録

（登録記録の編成）

第四条　登録記録の表題部は、別表第一の第一欄に掲げる欄に区分し、同表の第一欄に掲げる欄に同表の第二欄に掲げる事項を記録するものとする。

2　権利部は、甲区及び乙区に区分し、甲区には漁港水面施設運営権に関する登録の登録事項を記録するものとし、乙区には抵当権に関する登録の登録事項を記録するものとする。

（移記又は転写）

第五条　農林水産大臣は、登録を移記し、又は転写するときは、法令に別段の定めがある場合を除き、現に効力を有する登録のみを移記し、又は転写しなければならない。

2　農林水産大臣は、登録を移記し、又は転写したときは、その年月日を新たに記録した登録の末尾に記録しなければならない。

3　農林水産大臣は、登録を移記したときは、移記前の登録記録を閉鎖しなければならない。

（記録事項過多による移記）

第六条　農林水産大臣は、登録記録に記録されている事項が過多となったことその他の事由により取扱いが不便となったときは、登録を移記することができる。この場合には、表題部の登録及び漁港水面施設運営権の登録であって現に効力を有しないものも移記することができる。

（登録記録の閉鎖）

第七条　農林水産大臣は、登録記録を閉鎖するときは、閉鎖の事由、閉鎖の年月日及び閉鎖する登録記録の表題部（令第二十二条第一項第六号に掲げる登録事項を除く。）を抹消する記号を記録しなければならない。

（副登録記録）

第八条　農林水産大臣は、登録記録に記録されている事項（共同担保目録及び信託目録に記録されている事項を含む。）と同一の事項を記録する副登録記録を調製するものとする。

2　農林水産大臣は、登録簿に記録した登録記録によって登録の事務を行うことができないときは、前項の副登録記録によってこれを行うことができる。この場合において、副登録記録に記録した事項は、登録記録に記録した事項とみなす。